生活幹線道路Ａ路線（四商通り）の拡幅整備を進めています

区では、生活幹線道路Ａ路線（四商通り）の拡幅事業を進めています。

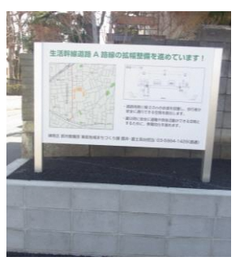
平成 25 年度より先行し北側区間、平成 28 年度より南側区間について事業を開始し、現在、物件調査・用地取得を行っています。

平成 30 年１月末現在の用地取得率（面積割合）は北側で４割強、南側で１割弱という状況です。

用地を取得した箇所については、下の写真のように歩行者が通行できるように暫定的な整備を行うとともに、整備イメージを描いたPR 看板を設置しています。









ボトルネック区間の拡幅整備を行いました

消防車等の円滑な活動を可能にするため、ボトルネックとなっている区間の解消にも取り組んでいます。貫井４丁目地内において、地元のご協力により、道路の拡幅整備を行い、大きく改善することができました。



［拡幅前］
緊急車両が入れない状況でした。

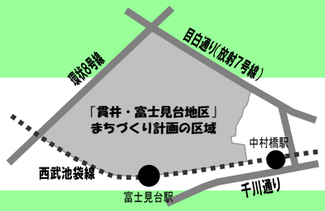


［拡幅後］
通行空間と見通しが改善されました。

～貫井・富士見台地区のまちづくりについては、区のホームページでも紹介しています～

貫井・富士見台地区

＜お問い合わせ先＞　練馬区　都市整備部　東部地域まちづくり課　貫井・富士見台地区担当
〒176-8501　練馬区豊玉北六丁目 12 番1号　電話：03-5984-1429（直通）
FAX　：03-5984-1226
MAIL：　TOUBU09@city.nerima.tokyo.jp



貫井・富士見台地区 まちづくり通信

平成30年3月発行

第16号

【発行】練馬区　都市整備部　東部地域まちづくり課

貫井・富士見台地区のまちづくりにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
このまちづくり通信は、地区のみなさまとまちづくりの情報を共有するために発行しています。

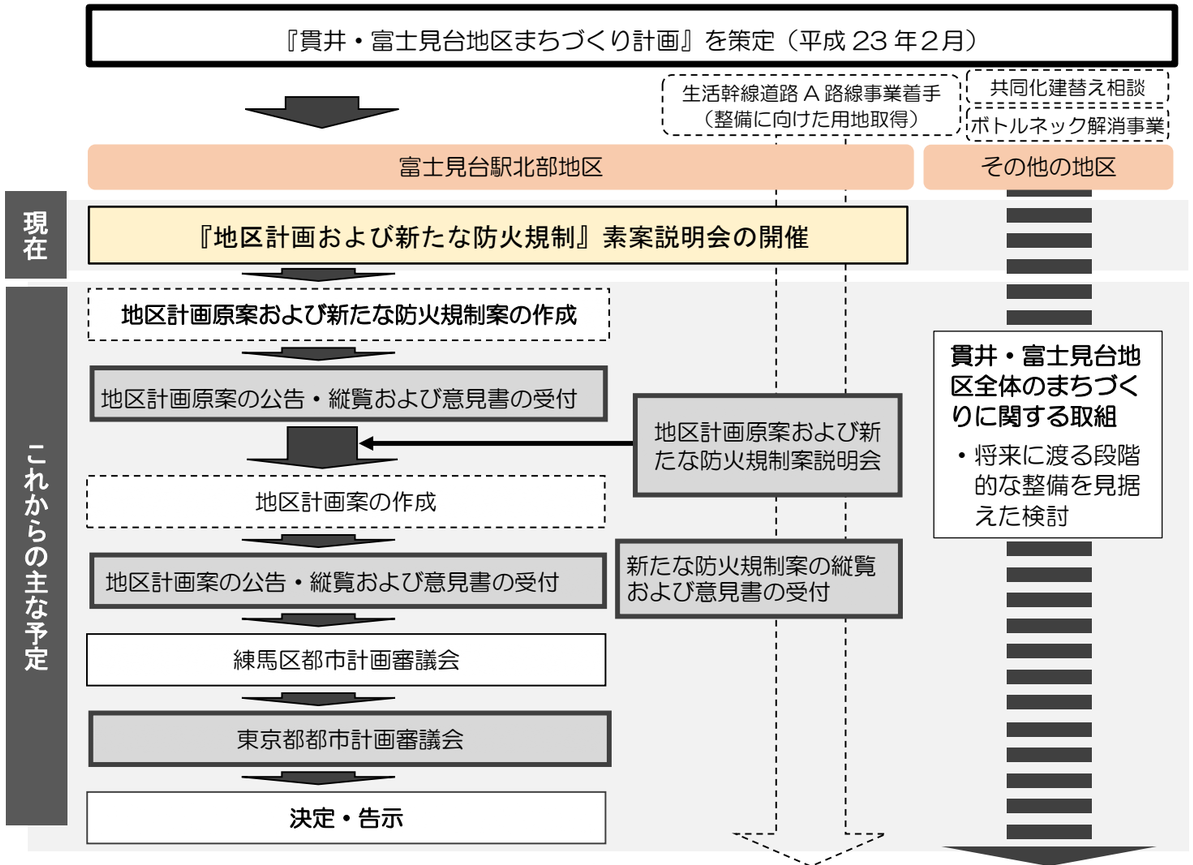
区では本地区において、災害に強く安全・安心で住みよいまちの実現に向けて取組を進めています。
昨年９月、まちづくり通信 15 号でお知らせした『富士見台駅周辺まちづくり計画』を具体化するため、『地区計画および新たな防火規制』の素案を作成しました。

今号の内容

○１面　：これからの主な予定
○２面　：『富士見台駅周辺まちづくり計画』説明会を開催しました
○３面　：『地区計画および新たな防火規制』素案説明会を開催しました
○４面　：生活幹線道路Ａ路線（四商通り）の拡幅整備を進めています
　　ボトルネック区間の拡幅整備を行いました

これからの主な予定

貫井・富士見台地区全体のまちづくり



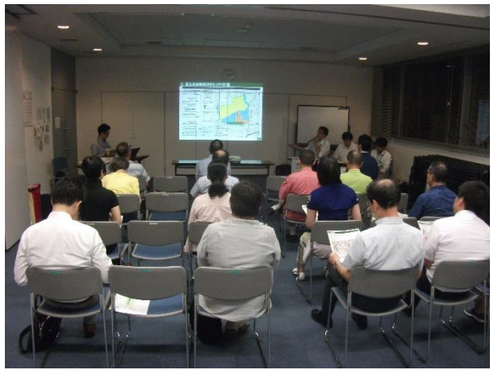
『富士見台駅周辺まちづくり計画』説明会を開催しました

平成 29 年９月 17 日（日）および 19 日（火）に、貫井福祉園にて『富士見台駅周辺まちづくり計画』説明会を開催し、両日で 25 名の方に参加をいただきました。

今回の説明会では、当地区が抱える現状（課題）とともに、その解決に向けたまちづくり計画の内容の説明を行いました。また、説明後に質疑応答を行いました。







いただいた主なご意見（Q&A）

Q.:道路拡幅については、決定事項なのか。

A :まちづくり計画としては決定させていただきます。実際にどのように進めていくかについては、個々の地権者の方との話し合いの中で進めていきたいと考えています。

Q.:四商通りで徐々に道が広がっているのは実感しているが、電柱を無くすという計画はあるのか。

A: 四商通りは無電柱化の実施を予定しています。

Q.:「富士見台駅周辺」とあるが、これと同じような計画を今後、例えば４丁目や２丁目の方まで広げていく予定なのか。

A:今回は駅周辺で当面の間、優先的に取り組んでいく計画としてお示ししましたが、貫井・富士見台地区の中で、それぞれのエリアにふさわしい計画について、順次住民の方々と話合いを行っていきたいと考えています。

『地区計画および新たな防火規制』素案説明会を開催しました

平成 30 年３月９日（金）および 10 日（土）に、貫井福祉園にて『地区計画および新たな防火規制』素案説明会を開催し、両日で 25 名の方に参加をいただきました。

『富士見台駅周辺まちづくり計画』を具体化するため、地区計画および新たな防火規制の素案を作成し、その内容について説明を行いました。

なお、対象地区は、『富士見台駅周辺まちづくり計画』と同じ範囲となります。

今後も、説明会の開催など、地域の皆様の意見を聞きながら計画策定に向けて取り組んでいきます。





いただいた主なご意見（Q&A）

Q.:地区計画で位置付ける道路、公園はいつ整備するのか。

A :地区計画は、個々の建物について、新築・増築等の建築行為を行う際に適用されるルールであり、地区計画決定後すぐに道路などの整備を行うものではなく、また、地区計画決定後ただちに建替えを行う必要もありません。将来、道路や公園の整備を行う際にはあらためて説明会などによりお知らせし、地域の方々のご意見を聞きながら進めていきます。

Q.:道路整備だけでなくみどり（自然）との調和が大切なのではないか。

A :今回公園の整備についてお示ししましたが、減少傾向にある民有地のみどりとともに、公園など公共のみどりを増やすことが、永続的なみどりの保全のために重要と考えます。引き続きみどりの保全について取り組んでいきます。